

《重要》【受験生の方へ】災害救助法適用地域で被災された方への特別措置について

「大阪府北部地震」「平成30年7月豪雨」及び「北海道胆振地方中東部地震」などの「災害救助法適用地域」で被災された皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

本学では、災害救助法適用地域において被災された世帯からの出願者のうち、次の2項目のいずれかに該当された場合、「入学検定料」、「入学金全額」、「初年度授業料半額」を免除致します。

- (1) 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が「全壊」「大規模半壊」「半壊」
- (2) 主たる家計支持者が死亡または行方不明

【申請方法】

出願時に入学検定料払込受付証明書に代わり「罹災証明書等」(コピー可)をご提出ください。合格通知送付時に、その後の手続きに必要な「被災者特別措置申請書」を同封しますので必要事項を記載の上、入学金納入期日までにご提出ください。

なお、申請期限は、被災した日の翌日から2年とします。

ご不明な点等につきましては、以下の連絡先にお問い合わせください。

大学事務室 072-863-5043